

宜野湾市有料広告企業提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の財産を広告媒体としてより一層活用していくため、民間企業等から新たな広告媒体に係る提案を受けることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市の財産とは、市の保有する公有財産、物品、印刷物等をいう。
- (2) 広告媒体とは、市の財産のうち広告掲載の募集を行うものをいう。
- (3) 広告提案とは、民間企業等が市に対し、新たな広告媒体に係る提案をすることをいう。
- (4) 所管課等とは、市の財産の管理、保管、取得及び実施等を所管する部署をいう。

(広告提案の範囲)

第3条 広告提案は、市の財産を対象に受付けるものとするが、ネーミングライツ事業の対象施設については除くものとする。

(広告提案の条件)

第4条 広告提案は、市の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ市の財産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

- 2 広告提案を行う広告媒体は、原則として提案者自らが実施主体となることを前提とする。このため、広告提案に当たっては、「宜野湾市有料広告掲載等に関する基本方針」及びその他関係法令を遵守しなければならない。
- 3 広告提案に要する経費は提案者の負担とし、提出物については返却しない。
- 4 広告内容に関する一切の責任は、提案者が負うものとする。
- 5 採用した提案に係る権利については、原則、市に帰属する。

(広告提案の受付期間)

第5条 広告提案は、随時受付し審査するものとする。

(広告提案の方法)

第6条 広告提案については、別紙広告提案書に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、有料広告企業提案制度主管課長へ提出する。

(広告提案内容の審査)

第7条 有料広告企業提案制度主管課長は、前条の広告提案を受付けたときは、広告掲載の提案があった広告媒体の所管課等の長と、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 事業が実現可能であること。
- (2) 市にとって有益であり、公共性が確保されていること。
- (3) 市の施策との整合性がとれていること。
- (4) 関係法令等に抵触していないこと。
- (5) 他自治体の類似事例と比較して広告料の希望額が妥当であること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 広告提案の審査に当たって、市は、必要に応じ提案者に対してヒアリングを行うことができる。また、指定管理者制度を導入している施設に係る広告提案の場合には、必要に応じ、指定管理者と市で協議するものとする。

(広告審査会の設置)

第8条 同様な提案が複数提出された場合は、採用する提案を決定するため広告審査会を設置する。なお、広告審査会の設置にあたり、必要な事項は別に定める。

(広告提案の決定)

第9条 市は、前2条の審査選定を踏まえ、広告提案実施の可否について決定する。

2 市は、当該広告提案の実施の可否にかかわらず、決定した内容について提案者へ通知するものとする。

(関係規定の整備)

第10条 所管課等の長は、実施決定した広告提案に係る事業の開始にあたり、実施要領の制定、その他必要な規定の整備を行う。

2 前項で整備する規定は、「宜野湾市有料広告掲載等に関する基本方針」の規定に準拠したものとする。

(提案者の優先的取扱い)

第11条 実施決定した広告提案に係る事業の広告主又は広告代理店の募集は、公募により行うことを原則とする。ただし、実施決定した広告提案事業の提案者については、初回の実施期間に限り広告主又は広告代理店とすることができる。

2 前項の取扱いに係る具体的内容については、所管課等の長が広告媒体の特性等を考慮して定めるものとする。

(広告掲載の決定取消)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主が「宜野湾市有料広告掲載等に関する基本方針」第3各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 広告主が虚偽の申請により広告掲載の決定を受けたことが判明したとき。
- (5) 掲載上、支障があると認められるとき。

(庶務)

第13条 有料広告企業提案制度の庶務は、総務部行政改革推進室において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告提案に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。